

## 会 則

(名称)

第1条 この会は、岡山県医用工学研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この研究会は、医療を取り巻く急速な技術革新のなかにあつて、医用工学に関する研鑽や情報交換を行い、もつて岡山県の医療技術や医療産業技術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この研究会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医用工学に関するセミナー及びシンポジウム等の開催
- (2) 医用工学に関する調査研究、情報提供
- (3) 医用工学研究機関・企業等の視察
- (4) 会員の交流、情報交換
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 この研究会は、医用工学に携わる人、医用工学に関心を持つ次の会員により構成する。

- (1) 法人会員
- (2) 個人会員

(会員の責務)

第5条 会員は、この研究会の一員として、その目的達成のために積極的に努めなければならない。

(入会及び退会)

第6条 この研究会へ入会するためには、幹事会の承認を必要とする。

- 2 この研究会を退会するためには、幹事会への届出を必要とする。
- 3 会員が、相当期間、会費を納入しない場合は、前項の規定にかかわらず、この研究会を退会したものとみなす。

(役員)

第7条 この研究会に役員として、会長1名、副会長1名以上3名以内、幹事15名以上30名以内と監事1名以上2名以内を置く。

別に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 役員を選出は、会員総会で行う。
- 3 顧問は会員総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 会長は、研究会を代表し、幹事会その他会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、代行する。
- 6 幹事は、研究会の運営その他会務を行う。
- 7 監事は、研究会の事業および会計を監査する。
- 8 顧問は、研究会の運営などについて高い立場から意見を述べる。
- 9 役員任期は2年とする。ただし、役員再任は妨げない。

(幹事会)

第8条 会長、副会長および幹事により、幹事会を構成する。

2 幹事会は、この研究会の運営その他会務を執行する。

(会員総会)

第9条 年1回以上、必要に応じて会員総会を開催する。

2 会員総会は、会長が招集する。

3 会員総会は、会長が議長となり、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および予算

(2) 事業報告および決算

(3) 会費の徴収など

(4) その他幹事会で必要と認められた事項

4 会員総会は、会員の過半数の出席により成立し、議決は出席会員の過半数により決する。ただし、委任状の提出による出席および議決は妨げない。

(分科会)

第10条 この研究会に、必要に応じて分科会を設けることができる。

(会計)

第11条 この研究会の経費は、会費、助成金その他寄付金等の収入をもってあてる。

(会費)

第12条 この研究会の会費は、別に決める。

(事業年度)

第13条 この研究会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 この研究会の事務局は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科・システム生理学に置く。

(会則の変更)

第15条 この会則の変更には、会員総会の議決を要する。

付則 1 この会則は平成4年5月26日から施行する。

2 設立当初の役員の任期は第7条9の規定にかかわらず、平成4年5月26日から平成6年3月31日までとする。

3 設立当初の事業年度は第13条の規定にかかわらず、平成4年5月26日から平成5年3月31日までとする。

4 本会則は、平成14年4月1日から施行する。

5 本会則は、平成15年4月1日から施行する。

6 本会則は、平成16年4月1日から施行する。

7 本会則は、平成17年4月1日から施行する。

8 本会則は、平成20年4月1日から施行する。

9 本会則は、平成23年4月1日から施行する。

10 本会則は、平成24年4月1日から施行する。

11 本会則は、令和3年4月1日から施行する。

注) 平成26年2月12日開催の役員会において、会員総会(例年6月開催のセミナーに合わせ開催)については役員会一任とすることを承認した。